



## 守谷市環境基本条例に基づく事業者の氏名等の公表について

守谷市環境基本条例（平成11年3月19日守谷市条例第1号）第18条第2項に基づき、第18条第1項の規定による勧告に従わない事業者の氏名等について、次のとおり公表する。

### 記

1 事業者の氏名  
株式会社 R i p r o（代表取締役 中島 淳）

2 事業者の住所  
千葉県松戸市小根本51番地の9

3 勧告内容  
当該事業者が資源物等として物品を収集し、分別後に搬出する作業を行っている守谷市松並1383-18において、集積されている物品が土地の区域内に高く積み上げられ、また、前の道路や周辺に越境し、散乱しているため、地元自治会等から散乱と越境について苦情が寄せられ、併せて、集積された物品による火災等の災害発生が危惧されるとの意見も寄せられている。

当該事業者に対して、面会や現地において物品、土地の適正管理について直接助言及び指導を行うとともに、文書により対象地の現状改善と連絡先及び撤去計画書等の書類提出等について指導を行ったが、対応されていない状況にあることから、令和6年3月21日までに全て撤去し、原状回復するよう、令和6年3月4日付け文書により勧告した。

令和6年3月25日

守谷市長 松丸 修久

